

西条市使用料等審議会が 下水道使用料の改定を答申

当市は昨年8月27日、学識経験者や下水道使用者12人の委員で構成された西条市使用料等審議会に対し、下水道使用料などの改定について諮問を行いました。その後、同審議会は3度にわたり開催され、慎重に協議した結果、2月15日に当市に対して星加隆夫会長と徳永米子委員により答申書が提出されました。



今後は、この答申内容に基づき、下水道使用料などの改定に向けて取り組んでまいります。

主な答申内容

- 西条処理区の家庭汚水については、人頭制を廃止し、従量制により使用料を計算すること。
- 西条処理区の使用料体系に基本使用料を設定すること。
- 西条処理区の下水道使用料について、今回は8%程度の値上げとし、今後、使用料統一まで実施する改定ごとの改定率の均衡を図ること。

問合せ 市庁舎本館2階

下水道業務課 下水道業務係

TEL 0897-152-1224

南海トラフ巨大地震などの大規模地震に備えて 木造住宅の耐震診断・耐震改修

新制度導入で耐震診断が
3,000円から実施可能!

地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、木造住宅の耐震診断・耐震改修を支援します。

申込期間

4月15日(金)～平成29年1月31日(火)

耐震診断

耐震診断の技術者を派遣します!

【対象となる住宅】

昭和56年5月31日以前に着工された、2階建て以下の戸建て木造住宅で、延べ面積が500平方メートル以下のもの

【耐震診断技術者派遣制度】 先着50戸

■概要

対象となる住宅の耐震診断を希望する方のご自宅に、愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱に定める耐震診断技術者を派遣するものです。

■費用

診断結果に対する評価料 3,000円または9,720円

【補助制度】 先着5戸

■対象となる耐震診断

愛媛県木造住宅耐震診断事務所の登録を受けた建築士事務所が実施する耐震診断

■補助金の額

耐震診断費用の3分の2以内で限度額2万円

■昨年度の実績

診断費用：4万～8万円程度で平均約5万円

耐震改修

初期準備費用が最大で114万円減額!

【対象となる住宅】 先着30戸

市が実施する補助事業または耐震診断技術者派遣事業による耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅で、改修後「倒壊しない」「一応倒壊しない」と評価されたもの

■補助金の額

改修設計費用の3分の2以内で限度額20万円

改修工事費用で限度額90万円

工事監理費用の3分の2以内で限度額4万円

■代理受領制度

耐震改修費用から補助金額を差し引いた額を申請者が業者に支払い、補助金は市から業者に直接支払います。申請者が業者にいったん全額を支払う必要がなくなり、負担が軽減されます。

■昨年度の実績

設計費用：25万～45万円程度で平均約29万円

工事費用：62万～324万円程度で平均約147万円

監理費用：6万～10万円程度で平均約7万円

改修費用：97万～367万円程度で平均約183万円

(設計・監理費用を含む)

リフォームローン優遇措置

木造住宅耐震改修補助事業を利用し、耐震改修工事を実施される方のための、優遇金利を設けたリフォームローンを右の金融機関でご利用できます。

利用可能な金融機関

伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、百十四銀行西条支店、広島銀行伊予西条支店、西条市農業協同組合、周桑農業協同組合

問合せ ○市庁舎新館3階 建築審査課 建築審査係 TEL0897-52-1554 ○各総合支所 建設管理課 建設管理係